

広域食育推進民間活動支援事業費補助金交付要綱

令和 3 年 3 月 2 5 日

2 農振財地第 4 7 9 号

(趣旨)

第 1 公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）は、広域食育推進民間活動支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 この要綱において、「補助事業」とは、補助金の交付の対象となる事業をいう。

2 この要綱において、「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

なお、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものは、この要綱に基づく補助事業及び補助事業者になりえない。

(補助対象事業区分及び補助率等)

第 3 本事業の補助の対象となる事業の内容、経費及び補助率等は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第 4 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）を、別に定める期日までに、財団に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第 5 財団は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金交付の決定を行い、様式第 2 号により申請者に通知する。

2 前項の場合において、財団は、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え又は条件を付すことができる。

3 補助事業者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議が

あるときは、当該通知受領後 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第 6 財団は、交付の決定の後においても、その後の事情の変化など特別な必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、すでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(申請事項の変更)

第 7 補助事業者は、補助事業について、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ事業変更承認申請書(様式第 3 号)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 総事業費の 3 割を超える変更

2 財団は、前項の申請があった場合において、相当と認めるときは承認の通知をする。また、申請事項について、変更を加えて承認することができる。

(事業の中止又は廃止)

第 8 補助事業者が、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式第 4 号)を財団に提出しなければならない。

2 財団は、前項の申請書の審査及び必要に応じ現場調査等を行い、相当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

(事故報告等)

第 9 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに事故報告書(様式第 5 号)を財団に提出しなければならない。

(状況報告書の提出)

第 10 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度において、次の期日現在の事業実施状況報告書(様式第 6 号)を作成し、翌月末日までに財団に提出しなければならない。

- (1) 6 月末日現在
- (2) 9 月末日現在
- (3) 12 月末日現在

2 前項に定めるもののほか、財団は、特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

(補助事業等の遂行)

第 11 補助事業者は、補助金等が都民から徴収された税金で賄われるものであることに留意し、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他財団の命令に従い、善良な管理者の注意をもって誠実に補助事業等を遂行しなければならない。

(遂行命令等)

第 12 財団は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 財団は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対して当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

（実績報告書の提出）

第 13 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第 8 の規定による廃止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（様式第 7 号）を財団に提出しなければならない。

2 第 4 第 2 項ただし書により交付の申請をした申請者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第 4 第 2 項ただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 第 2 項ただし書により交付の申請をした申請者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第 8 号）により速やかに財団に報告するとともに、財団の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 14 財団は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付された条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 9 号により補助事業者に通知する。

（補助金の請求及び支払）

第 15 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに様式第 10 号による補助金請求書を財団に提出しなければならない。

2 財団は、補助金請求書が提出されたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（是正のための措置）

第 16 財団は、第 14 の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

2 第 13 の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な処置をした場合について準用する。

（決定の取消し）

第 17 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、財団は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 暴力団等に該当するに至ったとき。
- (4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 18 財団は、第 6 又は前条の規定による取消しをした場合、補助事業者に通知するとともに、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

2 財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、様式第 11 号によりその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第 19 補助事業者は、第 17 の規定による取消しを受け、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 第 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 20 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金計算)

第 21 第 19 第 2 項の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(帳簿の整備保存)

第 22 補助事業者は、補助事業の状況、費用の収支その他事業に関係ある事項を明らかにする書類及び帳簿を事業の終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 23 補助事業者は、事業の実施によって得られた成果について、積極的に広報活動を行い、食育の推進に資するように努めなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別にこれを定める。

附則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。